

大分県報

令和六年
号外（三七）
三月二十九日

（金曜日）

目次

大分海区漁業調整委員会告示

- 投錨して行う船釣りの禁止……………一
- あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為の禁止……………二
- 大分県海域におけるあみ等のまきえの使用の禁止……………三
- 投錨して行う船釣り及びあみのまきえを使用して行う船釣りの禁止……………三
- 伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれいの採捕の禁止……………三
- 豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止……………四
- 大分海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………四
- 大分海区漁業調整委員会規程の一部改正……………五
- 大分海区漁業調整委員会事務局規程の一部改正……………五
- 内水面漁場管理委員会告示……………五
- 大分県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………五

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおり投錨して行う船釣りを禁止する。

令和六年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長

小

野

眞

一

一 禁止区域

次に掲げるイからトまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

令和六年三月二十九日

- 点ロ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒（日本測地系で北緯三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒）の点
- 点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒（日本測地系で北緯三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒）の点
- 点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点
- 点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点
- 点ヘ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関埼灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点
- 点ト 大分市大字佐賀関関埼灯台

二 禁止期間

令和六年六月一日から令和七年五月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まきえ船釣り等」という。）を次のとおり禁止する。ただし、第三種共同漁業権に基づき当該船釣りを行う場合は、この限りでない。

令和六年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長

小

野

眞

一

（禁止区域等）

一 次に掲げるイからトまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、イからチまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域において、大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業調整上支障がないとして承認した船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合は、この限りでない。

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

点ロ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒（日本測地系で北緯三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒）の点

点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒（日本測地系で北緯三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒）の点

点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点

点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点

点ヘ 点ホと大分市大字佐賀関高島見通し線上六千三百メートルの点

点ト 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点

大分県報号外（大分海区漁業調整委員会告示）

一

- 点へ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関埼灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点
- 点ト 大分市大字佐賀関関埼灯台
- 点チ 東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で東経百三十一度五十分〇秒）の経線と大分市の北側海岸線との交点
- 点リ 北緯三十三度十八分十二秒東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で北緯三十三度十八分〇秒東経百三十一度五十分〇秒）の点
- 点ヌ 北緯三十三度十八分五十八秒東経百三十一度五十六分五十一秒（日本測地系で北緯三十三度十八分四十六秒東経百三十一度五十七分〇秒）の点
- （承認申請者）
- 二 前項ただし書に規定する承認（以下「承認」という。）申請は、次の者が行うものとする。
 - 1 漁業のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する漁業者
 - 2 遊漁のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁者
 - 3 遊漁案内行為のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁船業者（承認対象船舶）
- 三 承認の対象となる船舶は、次の船舶とする。
 - 1 第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第二十四条第一項の規定に基づく漁場利用協定（以下「漁場利用協定」という。）を締結した団体の構成員が使用する船舶
 - 2 前号の漁場利用協定と同等の内容のまきえ船釣り等の規制を遵守する旨委員会に対し誓約した者の使用する船舶
- 四 前項第一号の漁場利用協定は、次の要件を満たさなければならない。
 - 1 大分県農林水産部漁業管理課長の立会いの下に締結されたものであること。
 - 2 協定締結の当事者に大分県漁業協同組合が含まれているものであること。
- 五 委員会は、承認をしたときは、まきえ船釣り等承認証（以下「承認証」という。）を承認申請者に交付する。
（承認証の備付義務）
- 六 承認を受けた者は、承認船舶を使用して第一項ただし書に規定する海域においてまきえ船釣り等を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。

<p>（指摘事項の遵守）</p> <p>七 承認を受けた者は、承認船舶を使用して行う第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。</p> <p>（承認の取消し）</p> <p>八 委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反する行為があつたときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>（取扱要領）</p> <p>九 この指示に定めるもののほか、承認等に係る事項については、委員会が別に定める。（指示の有効期間）</p> <p>十 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。</p> <p>大分海区漁業調整委員会告示第六号</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、大分県海域におけるあみ等のまきえの使用を次のとおり禁止する。</p> <p>令和六年三月二十九日</p> <p>大分海区漁業調整委員会会長 小野 眞 一</p>			
一 禁止区域	いそ釣りのあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域	船釣り（佐伯市鶴見地区においては、浮消波堤からの釣りを含む。）のあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域	いそ釣りの全てのまきえの使用禁止区域
地区	佐賀関半島地区	一 大分市大字佐賀関高島全域 二 大分市大字佐賀関牛島全域	一 関埼灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線と大分市と臼杵市との最大高潮時海岸線における境界点から津久見市地無垢島西端見通し線との間における大分市内（高島、牛島、葛島、平瀬及び権現碇を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面
津久見市四浦地区	津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）から津久見市大字四浦字高浜の護岸北端	次のイからハまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面	イ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）

保戸島地区	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面。ただし、保戸島と津久見市大字四浦との境界（ともうちばえ）から大分市大字佐賀関高島東端見通し線及び同境界から佐伯市鶴見先ノ瀬見通し線以西の海面を除く。	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島及び沖いそを含む。）
津久見市無垢島と同市保戸島との間の海域（スカ漁場）	次のイからニまで及びイの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域内の海面のうち、世界測地系で北緯三十三度八分十二秒（日本測地系で北緯三十三度八分）以南の海面。ただし、津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面を除く。	
佐伯市鶴見地区	<p>一 佐伯市鶴見梶寄大碇から同市鶴見と同市米水津との境界に至る間（沖いそも含む。）</p> <p>二 佐伯市鶴見梶寄浦地蔵崎先端から同市鶴見丹賀浦女郎崎先端に至る間（沖いそも含む。）</p>	<p>一 佐伯市鶴見宇戸島の頂上から真方位零度の線と、同市鶴見と同市米水津との最大高潮時海岸線における境界点から真方位八十三度の線との間における同市鶴見内（大島、高手島、小間島及び先ノ瀬を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面。ただし、次の海面を除く。</p> <p>1 大島壇の鼻と立花崎を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面</p> <p>2 宇戸島の頂上から真方位零度の線</p>
<p>大分海区漁業調整委員会告示第七号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおり投錨して行う船釣り（いか釣りを除く。）及びあみ（おきあみを含む。）のまきえを使用し、て行う船釣りを禁止する。 令和六年三月二十九日 大分海区漁業調整委員会会長 小野 眞 一</p> <p>一 禁止区域 共第二十九号共同漁業権漁場区域内。ただし、大分市大字佐賀関高島東端から津久見市沖無垢島東端を見通した線の延長線以西の区域で、次の点イから点ロまでの間の沖無垢島の最大高潮時海岸線、点ロと点ハを結んだ直線、点ハから点ニまでの間の地無垢島の最大高潮時海岸線及び点ニから臼杵市飛潮崎を見通した線以南の区域を除く。 点イ 津久見市沖無垢島東端 点ロ 津久見市沖無垢島南端 点ハ 津久見市地無垢島北端 点ニ 津久見市地無垢島南端 二 禁止期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで</p> <p>大分海区漁業調整委員会告示第八号</p>		

令和六年三月二十九日

大分県報号外（大分海区漁調委告示）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおり全長十五センチメートル以下のまごがれいの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和六年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長

小

野 眞

一

一 禁止区域

伊予灘及び豊後水道北部（点イと点ロとを結んだ直線、点ロから東国東郡姫島を北回りに点ハに至る間の最大高潮時海岸線から八千メートルの線及び点ハから点ニを通る直線を順次に結んだ線以南から、点ホと点ヘとを結んだ直線（点ホから真方位七十七度）以北の海域）の大分県海域

点イ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点

点ロ 点イから磁針方位三百五十度八千メートルの点

点ハ 東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上八千メートルの点

点ニ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点ホ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点

点ヘ 愛媛県宇和島市津島町北灘権現山頂上

二 禁止期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおり釣りによる全長二十センチメートル以下のいさぎの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和六年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長

小

野 眞

一

一 禁止区域

豊後水道（大分県関崎灯台から愛媛県佐田岬灯台に至る直線以南の海域）のうち、津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から愛媛県宇和島市津島町北灘権現山

頂上見通し線（津久見市と佐伯市との境界が最大高潮時海岸線と接する点から真方位七十七度）以北の大分県海域

二 禁止期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十号

大分海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長

小

野 眞

一

第六条を次のように改める。

（公文書の公開の実施方法）

第六条 条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、大分海区漁業調整委員会が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複製したものの交付又は電子情報処理組織（大分海区漁業調整委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公開請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供とすることができる。

第一号様式中

1 文書及び図画	2 録音テープ及びビデオテープ	3 その他の電磁的記録
<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧
<input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> テープに複写したものの交付	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付
		<input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複写したものの交付

を

- 閲覧・視聴
 - 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付
 - 電磁的記録媒体に複写したものの交付
- に改め、同様式の

注2中「電磁的記録」を「公開の実施の方法」に、「事情」を「事情等」に改める。
 第二号様式中「時 分」を「時 分 秒」に改め、同様式の注1中「文書」を「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。
 第三号様式中「時 分」を「時 分 秒」に改め、同様式の注3中「文書」を「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注4を削り、注5を注4とする。

第九号様式中「公開を実施する日」を「公開を実施する日 年 月 日」に改める。

公開を実施する日時 年 月 日 時 分から

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正前の第一号様式から第三号様式まで及び第九号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分海区漁業調整委員会告示第十一号

大分海区漁業調整委員会規程（昭和三十七年大分海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

第四条第一項中「附議すべき」を「付議すべき」に、「揭示する」を「掲示し、及び電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表する」に改める。

第四条第二項中「及び」の下に「公表し、並びに」を加える。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

大分海区漁業調整委員会告示第十二号

大分海区漁業調整委員会事務局規程（昭和四十五年大分海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

- 第二条「主査」の下に「、専門幹」を加える。
- 第三条第三項中「主査」の下に「並びに専門幹」を加える。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○内水面漁場管理委員会告示

大分県内水面漁場管理委員会告示第一号

大分県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県内水面漁場管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県内水面漁場管理委員会会長 岩 本 郁 生

第六条を次のように改める。
(公文書の公開の実施方法)

第六条 条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、大分県内水面漁場管理委員会が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付又は電子情報処理組織（大分県内水面漁場管理委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公開請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供とすることができる。

2 改正前の第一号様式から第三号様式まで及び第九号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することが出来る。

<p>1 文書及び図画</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 写しの交付</p>	<p>2 録音テープ及びビデオテープ</p> <p><input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴</p> <p><input type="checkbox"/> テープに複写したものの交付</p>	<p>3 その他の電磁的記録</p> <p><input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付</p> <p><input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴</p> <p><input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複写したものの交付</p>
--	---	--

第一号様式中

を

- 閲覧・視聴
- 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付
- 電磁的記録媒体に複写したものの交付

この場合、同様式の

注2中「電磁的記録」や「公開の実施の方法」及び「事情」や「事情等」に相当する。

第1号様式中「時 分 」や「時 分 から」に相当する。同様式の注1中「公文書」や「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に相当する。同様式中注2や注3、注4や注5を参照する。

第3号様式中「時 分 」や「時 分 から」に相当する。同様式の注3中「公文書」や「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に相当する。同様式中注4を参照し、注5を注4とする。

第九号様式中

公開を実施する日

年 月 日

を

公開を実施する日時

年 月 日 時 分 から

に相当する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)